

日本古代の村落形態に関する一考察

武藤直

【要約】 日本古代の村落形態については、条里式村落と自然村落との二つの概念がある。両者がともに、村落形態として数十戸程度のかなり大きな集村を想定しているのは、三〇〜五〇戸一里という律令制下の村落制度が、律令以前からの村落の実態を継承しているという前提のためである。だが古代史料にあらわれる村は、文字の上で、行政村の里や郷と異なる性質を表現しているとしても、その性質は、自然村落という一つの言葉で要約出来る程、一様ではない。また播磨国風土記について、里と村との関係を調べると、里の中には、多数の、きわめて小規模な集落をふくむ可能性を示すものがある。従って、日本古代の村落研究には、いままでより数多くの集落類型を設定する必要がある。

史林 五二卷六号 一九六九年一月

一、条里集落と郷里集落

日本古代の村落景観が、当代の記録の上で記述されることは、きわめてまれである。しかしながら、当時の国郡より小さな地方行政区画である里や郷の制度については、その法的規定や実際の区画名などが知られる。このため、いきおい古代村落についての研究は、地方制度と村落の実態の間をどう関係づけるかという点に、関心が集中してきたといえる。いっぽう、日本各地の平野部に分布する条里地割については、ひとつの地域について史料的に

その成立過程をあとづけることは、出来ないが、これが古代の土地制度と深い関連のもとに成立した地割であることは、広く承認されているところである。米倉二郎博士は、早く、近江の野洲郡十里村などにおいて、地域の境界が条里の里の界線に抛り、方一里をしめること、農地の地割が条里地割を示すこと、方六町一里の地域の中央部の一個の坪を中心に集落が立地すること、集落内の宅地割が、計画的宅地割をおもわせるものであること、などの特色をもつ条里式村落の存在を指摘した^①。米倉博士は、このような特色をもつ村落が、条里の標式的に施行された近江や、大和、

肥前などに多く存在することから、条里式村落が、一つの理想型にならって、各地で計画的に編成されたもの、あるいは、条里制村落の展開過程に於て、当初の原理的な理想型が自から実現されるにいたったものと解した。

米倉博士の提出した理想型は、条里式村落一村につき、30戸の農家をふくむものである。それは、大化前代の30戸1里制に基礎をおくと考えるからである。この30戸1里制については、①④改新詔の第4節に、仕丁30戸に1人を、50戸に1人に改める、との記事があり、これから、大化前代におけるこの村落制度の存在が想定される。⑤播磨國風土記揖保郡越部里条に、30戸による里編成の記事があり、その年代を統四年の庚寅年とすることが出来るが、それは、大化改新詔に規定する50戸1里制から、旧制への復帰を意味する。②30戸1里制の戸は、自然的家族を内容とするもの（後の房戸）で、房戸30戸からなる里は、後に郷里制の里として位置づけられる。③このような30戸1里の村落は、『それ自身条里制の内容をなせるもの』^④であって、郷里制が短期に廃され、行政区としての里名は、早く消滅したが、『その形態は、条里式村落と称すべき計画性を帯びたものが多く、それをのせる地割と時を同じくして成立したであろう。しかも、この条里式村落は、その耕地区画とともに、依然として農村の支配的景観として

存在している所が多い。』^⑤

以上のような考察にしたがうならば、計画的集村である条里式集落が、条里制の展開に基礎づけられながら、古代の村落制度の中に郷里制の里のプランとして、くみこまれることにより広く成立したことになる。したがって古代村落の代表的形態の一つが、ここに示されたと云える。

これは直接、現存する地割から古代集落の実態を復原せんとしたものであって、地方制度として、当時の現実の村落との間を間接的な方法でしかさぐり得なかつた従来の古代村落研究には全く見られない新局面を切りひらいた。しかも米倉博士のこの見解は、郷里制の里は、行政村としての里制の里をあらためて郷をおき、当初の里の中にふくまれた2〜3の自然村を下級行政村としてとりあげるためにおかれたものであるという通説とも整合する^⑥。このため、郷里制の里こそ、当時の村落形態の実態に近いものであり、三里が一郷を形成する郷里村落は、現実にも、2〜3の自然村で、一郷をなしていたものと久しく通念的にみとめられてきた。条里式村落の発達する地域にあっては、この郷里村落が即ち条里式村落で、一郷は、三つの条里式計画集落村より成ることが多かったというのが米倉博士の規定であるが、郷里村落なる概念に対して、岸俊男博士は、郷里制という制度が、造籍、編戸上の操作

にすぎないこと、行政上にこの制度が適用されたのは、養老五年(七二二)天平十一年(七三九)の20年間にすぎないことを明らかにし、また、郷里制の里は、一郷がほとんど2、3里に定教化されているにもかかわらず播磨風土記の里(後の郷)は村を全くふくまぬものから多い場合は4カ村をふくむものまで区々であり、里制下の村がそのまま里になったものでないことをあげて郷里制の里をもつて、行政村と自然村の接近をはかった結果とする見解を否定した^⑤。これは、条里式村落即郷里村落とし、村落制度とプランとの結合から同形式の計画集村の広汎な成立を説明する立場をも、大きく後退させるものであった。事実、古代村落に関する地理的立場からの説明は、条里制と村落の關係、又は、計画的開拓と村落の局面にかぎって、この条里式計画集村をとりあげるにすぎず、より広汎におよんで、古代村落を説くことがない^⑥。しかし、これは、古代村落の説明としてまことに不充份であると云わねばなるまい。また、条里式計画集村という古代村落類型が想定され、それが、郷里制とむすびつけて郷里村落として説明されている事実から、この類型の集落が、その分布の示すような一般性を、歴史的背景から説明することによって、古代集落の、かなり一般的形態へアプローチするという意図をくみとるべきであらうが、現時点における古代集落の地理学的研究は、このすぐれた意図からも、

大きく後退していると云わざるを得ない。しかし、古代の村落についての一般的概念が現在全くないというわけではない。

二、自然村落と計画村落

古代の史料中にあらわれる「村」や「邑」については、これが村落の発生的な形態を想起せしめる「ムラ」の訓があてられるために、これが即ち、実際の村落に対して用いられることばとされやすい。

しかし、荘園文書に出現する村については、そのすべてを現実の村落と同一視してはならないことが、清水三男氏によって早くから注意されていた^⑦。即ち、文書記載の上で、これらの村は、例えば、宇智郡阿陀郷鶴野村の如く、郷名の下に記されるから、行政村としての郷より小さな単位、即ち自然村落である(と清水氏の考えた)郷里制の里が、そのもとの呼称にもどったものとも推論出来るし、また官制上「村」の呼称が消えながら、地名としては、ひきつづき公文書にも用いられることから、民間通称として「村」は消滅せず、行政上の郷里制と重なって自然村落が存続していた事が想定され、墾田の荘が生ずるにおよんで、官制上潜在していた村が、新たな形で復活したものと考えられている。しかし、この村は、名称は旧に復したが、実体は旧態そのままではな

い。「村」が「庄」ともよばれることなどからもわかるように、そこに「村」と記されるものは、私領主領の呼称で各所に散在する領地の集合体の場合もあること、また、旧来の村名又は郷・里名でよばれる村も、内容的には、新設の集落、新開の地をあらわすものがあること、などが明らかにされた。

清水氏は、村落生活上における集落内の地縁的結合の意義を重視する見地から、そうした村落のもつ力を無視出来ずに設置された郷里副の里が自然村落であるとの立場にたっており、里に対して「単一村」^⑩ということばも用いているので、右に見た清水氏の所説にある自然村落は、形態上、集村を念頭においておられるものと見てよからう。

郷里制の里について、この清水氏と全く異なった事実を明らかにした岸博士も、自然村落に対する見方に於ては、軌を一にしており、「わが国古代村落としては、既に早くから人々の居住の様態として、一つの集落をなした自然村落が存在」^⑪したと解している。

一般にこの自然村落なる言葉は、計画村落に対して用いられるものであるが両者の概念内容は、明確に規定されているわけではない。すなわち、計画村落というのは、ある原則にもとづいた宅地割、耕地割を伴うものとしてよいであろうが、それでは、その様な地割、プランをもたぬものは、すべて自然村落の範疇に属せ

しめられるかと云えば、必ずしもそういえないところがある。たとえば計画的な地割をともしなぬ場合でも、散村は自然村落として扱うけとられないで、小村や集村のみが自然村としてあつかわれることが多い。これは、わが国では散村が、比較的開拓の新しい地域にみられる居住形態であることや、村ということば自体、ムラガルからきているので、本来住居の集中しているのが自然の形態であるとの觀念があるためであろう。そこで、少くとも、山間支谷で大きな集落の発達をゆるさぬ地域をのぞけば、散村はきわめて新しい開拓地集落で、古い集落は集村をなすものとされやすいようである。そのため、古代の村落と云えば、自然村といわずとも、集村が想起され、また散村の中世起源説なども行なわれるのである。^⑫

たしかに長い集落の発達史から見て、散村は集村より起源の新しいものとする事が出来るであろう。しかし採取狩猟民の集落と原始農耕民の集落とでは後者が著しく多様性を示すことが知られるが、日本の古代といえば、すでに一方で全国にわたって統一的な条里の方格地割が農地に施され、水田農業に経済基盤をおいて古代統一国家が誕生するなど、農耕社会としてかなり成熟した段階に達している。それにもかかわらず、当時の集落形態として、語源的に想定されるもつとも原始的な姿のみを想起するとすれば、現実の姿を見誤ることになりはしないだろうか。

また、日本の農耕文化の中核をなすのは、何といっても水田耕作であろうが、畑作もまた主要な食料供給源をなしていた。¹⁴⁾ 宮本常一博士は、和名抄の国別の郷教と田教を比較して、1郷当りの田数にあまりに差が大きいことから、もし50戸1郷が規定どおりに行われたとすれば、水田を賤給される農家一戸の構成に、地域的差異があるのではないかと推測する。¹⁵⁾ また、東國・九州と西國では、水田と畑作のいずれかに対する依存度がことなっていること、¹⁶⁾ 水田地帯の村落は立地形態を異にする「畑作の村」¹⁷⁾とも云える村落類型のあることを示す。こうした事実日本の農耕文化の多面的性格をうかがわせるが、この点からも、自然村落という概念を一義的に解すべきではないと考えられるのである。

さて、自然村落をこのように広義に解すると、たとえ史料中の「村」が自然村落に対して用いられているとしても古代村落の実態を推測することはますます困難になるのであるが、それとは逆に、史料にあらわれる「村」の中には、計画村落があるということが推測出来るとして、その形態を条里村落又はその前身の方格地割村落に擬する見解がある。¹⁸⁾ 前述のように自然村落という概念を広義に用いねばならないとすれば、現実の村落景観を描写した事例がきわめて少ない以上、おそらくは、こうした現存する集落の形態や地割を手がかりに、古代のそれを推測する方法から、結

論がみちびき出されてゆくのではなからうか。

三、播磨風土記の村

右のように「村」は単に自然村落とはなしがたいと主張されてきたのであるが、播磨風土記の中に数多く記される「村」については、これが自然村落であろうという点で、ほとんど異論がないようである。しかし、自然村落の内容が、決して単一の集落とはかぎらぬとすれば、風土記の地名標記項目に示される以上に数多くの集落が、里や村の下にふくまれていた可能性がある。つまり、里にせよ村にせよ、形態上、いくつにも分散した小さな集落から成っていた場合があるのではないかと思われる。

まず、里と村との関係にもとづき、播磨風土記の里ごとの記述様式を四つに分類した門脇禎二博士は、「村を一ケも含まず、自然的地域に新たに区画されたもの」という里の類型をたてて、これが、里制の漸次施行されてゆく時点での、もっとも後進的形態を示すものであるとしている。¹⁹⁾ 即ち、その他の里の内部構成は、「一ケ或は二ケ以上の村と、別に自然的地域とをふくむもの」であることがうかがわれるが、「村を一ケもふくまない」タイプの記載様式は、「村」の記載をふくむ里が、未だ自然的結合を内包しなかった時の状態を伝えており、そのような状態の場所に、里

の行政区画が設定された姿を示しているとみるのである。

これらの里は、標記項目としては、村をふくんでいないが、たとえば、このタイプに属する神前郡の部里条に、

『的部等、此の村に居りき。故、的部の里といふ。』

とあるように、集落をふくんだことはまちがいない。そしてこの里が、また村とも記されているから、里の下部単位とされている他の村と同じく、一箇の村落と解せないではない。しかし、同様にこのタイプに分類される里の内、神前郡多駝里条には、

『多駝と号くる所以は、（中略）佐伯部等が始祖、阿我乃古、

此の土を欲請ひ申しき。その時、天皇、勅りたまひしく、「直に請ひつるかも」とのりたまひき。故、多駝といふ。（中略）

梗岡は、（中略）梗聚りて丘と為る。又其の籬を置ける梗を葺といひ、又城牟礼山といふ。一ひといへらく、城を掘りし処は、品木の天皇の御俗、参度り来し百済人等、有俗の随に城を造りて居りき。其の孫等は、川辺の里の三家の人、夜代等なり。』

との記事がある。このことからすれば、この多駝里には、ある時点で、二つの集落が存在したことになる。またこの記事の中に出てくる「川辺の里」は、同郡川辺里であろうが、この里もまた、「村を一ケも含まない」タイプである。その記載は、

『川辺の里勢賢田・川田土は中の下なり。此の村、川の辺に居り。故、川辺の里と号く。勢賢といふ所以は、（中略）

磯川山といふ所以は、（下略）

』
となっていて、多駝里にみえる「三家」のことは、全くふれられていない。この「三家」は、里の役所と解することも出来るので、一つの集落とは断言出来ない。またたとえ役所でなくても、「夜代等」の集団が、どれほどの規模か全くわからないから、「三家」が村落をなすほどの人家の集団であったかどうか疑問である。そしてさらに「三家」が一つの集落であったとしても、川辺里の

核心をなす集落と別個のものであったか否かも知ることが出来ない。しかし、帰化した百済人の子孫が、川辺里の本村とは別村をつくって住んでいた可能性を否定し去ることも出来ないであろう。以上のように、標記項目に「村を一つもふくまぬ……」タイプの里にも、複数の集落がふくまれていた場合が存在したのではないだろうか。

次に、播磨風土記の中で、村の記載を併記する里は、ほとんど異論なくそれらの村の集合体として説明され、それらの村が、多核あるいは単核の里の核心をなす自然村であると考えられてきた。これに対し、八木充氏は、これらの村は、行政区域としての里とは一応別個のものでありながら、法制上の地位では、里に対して

何らかの従属関係にある「未編戸の自然村」である、解した²⁾。その当否を論ずることは、当面私には出来ないが、少くとも、同風土記には、里の構成要素として記される以外の場所に登場し、その所属が不明である村がいくつもある。また、「村」と記されない標記事項の中にも、集落の存在を示すものが、散見される。今これらの事例を次にかかげる。

1 賀古郡 高宮村、酒屋村、館村、(郡名の項にあり、所属不明。)

神前村(鴨波里条にあり。所属不明。)

2 傍磨郡 手苅村、(伊和里条にあり。但し追録記事であり、本文と同年代の状況かどうか疑わしい。)

3 揖保郡 伊勢野(林田里条にあり。『衣縫の猪手、漢人の刀良等が祖、此処に居らむとして、社を山本に立てて敬ひ祭りき。(中略) 此より以後、家に静安くして、遂に里を成すことを得たり。』)

麻打山(広山里条にあり。『昔、但馬の国の人、伊頭志君麻良此、此の山に家居しき。この女、夜、麻を打つに、即て麻を己が胸に置きて死せき。故、麻打山と号く。今に此の辺に居る者は、夜に至れば麻を打たず。』広山里の中心をなす握村(都可

4 讃吉郡

吉川(讃吉里条にあり。『稻狭部の大吉川、此村に居り。故、吉川といふ。』)

家嶋(浦上里条にあり。『人民、家を作りて居り。故家嶋と号く。』)

村)の集落の一部とも考えられないことはないが、広山里の称を遺す龍野市菅田町広山と、麻打山の遺称地に擬せられる太子町阿曾は、1km余をへだてる。両者を別村としない場合も、一つの自然村の中に、少くとも二つの集落があったとする方が良いであろう。)

御井村(邑宝里条にあり。『弥麻都比古命、井を治りて、糧を食したまひて、即ち云りたましく、『吾は多くの国を占めつ、』とのりたまひき。故、大の村といふ。井を治りたまひし処は、御井の村と号く。』標記項目に御井村なし。)

嶋村(柏原里条にあり。『釜戸』の説明記事中にあって所属関係不明。)

5 宋禾郡 矢田村(郡名由来の条にあり。所属不明。)

6 神前郡 大川内(聖岡里条にあり。『異俗人三十許口あり。』)

湯川（同右）

山崎村（郡名由来の条にあり。神前山の添注。所属不明、但し、神前山は、同郡高岡里条で説明されるが、同里の条には、山崎村の記載なし。）

磨布理村（蔭山里条「蔭岡」の説明文中にあり。

傍磨郡大野里条下に「晒堀」あり。）

三家（多駝里条、「梗岡」の説明文中にあり。川辺里に属す。）

7 託賀郡 大海山（賀眉里条にあり。『明石郡大海の里の人、

到来たりて、此の山底に居りき。』）

8 賀毛郡

奥江（起勢里条にあり。『品太の天皇のみ世、播磨の国の田の村君で百八十の村君ありて、己が村別に相闘ひし時、天皇、勅して、此村に追ひ聚めて、悉皆に斬り死したまひき。故、奥江といふ。』）

長畝村（傍磨郡安相里条に、『長畝川と号くる所以は、（中略）賀毛の郡の長畝の村の人、到来たりて蔭を刈りき。』とあり。但し、神前郡下に同

村名なし。）

以上のように、この種所属不明の「村」あるいは、「村」と標記されない集落の分布は、播磨国の各郡にわたって在在するので、

決してある地域だけの特殊事情だとは考えられない。そして、他地域の説明の中に村として登場しながら、独立した標記項目としてとりあげられないために、いずれの里の条に所属すべきものかわからない「村」がいくつもみられることは標記にあらわれないが「村」がまだかなり存在したことを推測せしめるものである。したがって「村」の標記をふくむ里にあっても、そこに標記された「村」や自然地域のみを集合体と解してしまうことは出来ないであろう。

また、伊勢野、麻打山、家嶋、大川内、湯川、大海山、奥江などは、自然地域として標記項目にたてられながら、その内容から、集落をふくむことが明白である。このことから、風土記の記述にあらわれないさらに数多くの集落の存在が推測される。

以上の諸点からするならば播磨国風土記の「村」は、いちがいに「単一村」式の自然村落とは決しがたい。何故ならば、「村」の中に、さらにいくつもの集落の存在する可能性が残るからである。またたとえ、広義に解していくつもの集落をふくめた自然村をみとめたとしても、風土記にあらわれる「村」の内、いずれの段階のものを自然村とするかに問題がのこるであろう。なお、風土記の表面にあらわれない多数の集落の推測がゆるされるならば、居住地の著しく散在した状態、即ち小村乃至散村を想定することも

出来るであろう。ただ、前述したように、この可能性が播磨風土記全般についてあてはまるとしても、これを古代村落について一般化することはなお飛躍が大きすぎる。何故ならば、現存する集落形態からすれば播州内陸部は日本でもかなり分布のかざられている疎塊村の卓越地域であることが石原潤氏によって示されており、風土記の村落関係記事からかなり居住地の分散した状況がよみとれるのも、このような事実と無関係ではありえないと考えられるのである。

四、村と郷

播磨風土記の里が後代の郷にあたることは、この風土記が、他国の風土記とちがって郷を全くのせていないことや、和名抄の郷名とこの風土記の里名が一致するものが多いことによつて確かめられるが、この行政村である里乃至郷の構成についても、従来「自然村落」との關係に於て論じられてきた。その際、郷が自然村落と解された2、3の里からなることとならんで、播磨風土記の里が、やはり自然村落と解された「村」のいくつかを包含していることは、その構成を考える上での有力な手がかりとなり、里乃至郷は、自然村落をいくつか包含したものである、という見方がほとんど固定しているようである。これに対して、播磨風土

土記の里名由来記事を検討した八木充氏は、(皇子代村↓皇子代里↓越部里)のように里の成立後、里の名称に変更のあった場合や、(瓶落村↓含芸里)のように、里設置の際、地名の変動があった場合など、村から里になった時、または里設定後の地名変更が記述される事例よりも、地名変更の記載があつても、それが里設置以前の「村」の時代のことである場合(鴨村↓上鴨、下鴨村)や、地名の変更を全く記さず、里の成立について格別の説明がない事例がはるかに多い(80%以上)ことを指摘している。八木氏は、このことから、地名の改訂も、村落制度の改変も記載されないのは、旧村がそのままに移行したからで、その場合は、地名だけでなく、村落構造も継承したのであって、それらが80%以上をしめる以上、里の構造を考えるのに、こうした旧村継承型の里を無視出来ないとした。また、このような旧村継承型の里(後の郷)が多数をしめる結果、里の戸数の不均等が承認されざるを得ず、他方1里50戸の法制に適應させるために戸の人為的編成が不可避となつたばかりか、編戸による法制と実態の調整が継続されたために、実際は戸口が増益したと考えられるにかわらず、郷(里)数の変化は僅少にとどまっている、とも述べている。²⁵⁾

八木氏もまた「村」↓自然村落と解しているから、この旧村も自然村落(的結合)を念頭において語られていると思われる。

「村」即自然村落とすることは、前節に記したとおり疑点があるし、また自然村落も、広義に解釈すれば、その内部構造は不明となる点もすでにのべた。しかし、そのいずれをもしばらく別として「旧村」が継承されたものが多いということが、地名の継承だけから云いきれるであろうか。

播磨国風土記の成立から和名抄の郷名年代まで1世紀余のへだたりがある。風土記には明石郡と赤穂郡をのぞく諸郡の80郷^⑤のせられているが、この内和名抄郷名と対比出来るものが、22里にものぼる。これは他の風土記に比しても多い。22里とは、賀古郡鴨波里、印南郡六継里、飭磨郡漢部里、麻跡里、賀野里、安相里、少（小）川里、揖保郡骨部里、枚方里、萩原里、出水里、宍禾郡雲箇里、神前郡高岡里、多駝里、託賀郡都麻里、賀毛郡下鴨里、修（条）布里、檜原里、起勢里、山田里、端鹿里、雲濶里である。ところが、これらの内、安相、小川の2里をのぞけば、あとはすべて、旧村継承型に属する。本来、村落のもっている自然的結合を重視するが故に、制度の改革にもかかわらず、地名も内部構造もひきつがれた里が、一世紀の間にこのように数多く、改変又は消滅してゆくものであろうか。

これとは別に、日本書紀に登場する地名からも古代の「村」や「邑」の字の用いられることが多い。書紀の用字例からみて、

両者の使用には若干の区別があり、その区別は、記述される村落の性格のちがいを意識的に表現したもので、そこから「村」の中に新開地の計画村落が想定されることについては、すでにふれた。

それはともかく、書紀の編者が、歴史上の地名を、当代の行政区画である郷や里にひきうつして記述していないのは、令制以前の古い村落をあらわすには、日本で古くから村落をさして用いられていた「村」の字や中国の史書にみられる「邑」の字が適当と判断したからであろうが、この「村」や「邑」もまた、自然村落または村落行政区画ではない集落と解してよいであろうか。ここでも、先程のように書紀の地名と和名抄の郷名の対比を試みる。別表に記したのは、明らかに「邑」又は「村」として記される地名と、上級（国郡）行政区画をともなっていることよって、それより下位の地域をあらわすことが明白な地名である。その内、和名抄の郷名と対比出来るものは、表にみるとおり、きわめてわずかしかない。もし、これらの地名が、自然村落をあらわしており、自然村落の社会的機能を重視して旧村継承型行政村が多く設定されたのであれば、このような結果にはならないのではなからうか。

以上のことから二つの可能性が考えられる。一つは書紀の中に「村」や「邑」として記される地名が、必ずしも村落、少くとも

	書紀記載の邑、村関係の地名			左と比定される和名抄郷名	書紀記載地名の内和名抄郷名に見えないもの。()内は備考。〈 〉を付した地名は、国郡所属を明記しないが、表のとおり、それぞれの国に比定出来るもの。
	国	郡	邑、村又は郡につく地名		
畿内	大和		忍坂邑 長髄邑 = 鷓邑 = 鳥見邑 猛田邑 来目邑 葛城高丘宮 当麻邑 桑原 額田邑 山村 檜隈邑 旧市邑 佐糜 餅香の 長野邑 石川の 百濟村	城上郡 忍坂郷 添下郡鳥貝郷カ 宇陀郡 多気郷カ 高市郡 久米郷 葛上郡 高宮郷 葛下郡 当麻郷 葛上郡 桑原郷 平群郡 額田郷カ 添上郡 山村郷 高市郡 檜前郷 古市郡 古市郷 錦部郡 佐備郷 志紀郡 長野郷 錦部郡 百濟郷	菟田穿郡(宇陀郡あり)、磐余郡(石村あり、また十市郡を中心に、磯城郡南部、高市郡一帯におよぶ地域を磐余とよぶ)、磯城郡(城上郡、城下郡あり)、葛城邑(葛上郡、葛下郡あり)、築坂邑、笠縫邑、〈高橋邑〉、穴磯邑、〈春日穴岬邑〉、〈忍海邑・忍海郡あり〉、吾砺の広津邑、水派邑、今來郡の川原甘羅村 〈母木邑〉、〈丹比邑・丹上郡、丹下郡あり〉、更荒郡嶋野邑、桑市村、石川の大件村、下百濟の阿田村 陶邑、茅渟県有馬香村、菱城邑 〈桑津邑〉鷹甘村、〈住吉邑・住吉郡あり〉、来夾々村、難波の来目邑、三島郡順慮伏見村(伏見郡あり)
	河内	山辺郡 添上郡	活田村 内村 深草里	八田部郡 生田郷 宇治郡 宇治郷カ 紀伊郡 深草菟	
	和泉				
	摂津				
	山背	紀伊郡			
東海道	伊勢 尾張国				藤形村、来夾々、登伊、朝明郡迹太川辺 吾湯市村(愛智郡あり)
東山道	近江国	高島郡 蒲生郡	三尾 匱逢野	高島郡 三尾郷 蒲生郡 必佐郷カ	吾名邑、栗太郎谷上浜、玉倉部邑
北陸道	越前国 佐渡国		高向(邑)	坂井郡 高向郷	佐渡島の東禹武邑
山陰道	丹波国		桑田村	桑田郡 桑田郷	餘社郡管川
山陽道	播磨国 (吉備) 長門国				実粟邑(実粟郡あり) 上道郡蚊島田邑 山田邑

南海道	紀伊国 淡路国 阿波国	熊野の村 有馬野の 熊野の 神	名草郡 牟婁郡	有真郷カ 神戸郷カ	名草邑(名草郡アリ<田身輪邑>) 出浅邑 長邑(那賀郡あり)
西海道	筑前国 肥前国 肥後国 豊後国 日向国	八代 豊 来田 吾田	八代郡 直入郡 白杵郡	豊福郷 松納郷カ 英多郷	的邑(生葉郡あり), <小山田邑>, <荷持田 村>, 松浦県五島里, 玉来名邑(玉名郡あり) <速見邑>: 速見郡あり

自然村落（広義に解して）をあらわしてはいないのではないかということである。たとえば、磐余のように、後代、広い地域名称として残存するものは、それ自身ある広がりをもった地域に對するものである可能性があり、葛城邑、吾湯市村などのように後に郡名として残存するものは、何らかの政治的領域に對する地名であることも考えられる。

今一つの可能性は、里、郷などの村政区画が、それほど自然村落の存在を顧慮しておらず、ときには意識的に無視したのではないか、ということである。しかし、これらの問題はあまりに広

汎な範囲にわたるので、当面これ以上立入ることは出来ない。

五、おわりに

以上のごくかぎられた範囲での考察は古代村落の研究に関する問題点の一、二を指摘したにとどまり、そこから何らかの結論をひき出すことは困難である。すべては、今後へのこされるわけであるが、その場合これまでの「自然村落」というような、実態のはつきりしない概念のまわりで、論議が空転せぬよう注意を要する。そのためにも、集落地理学上のムラや行政村、自然村、村落形態などについての研究が一段と整理される必要が痛感される。また、第二次大戦後、日本古代に関する歴史地理学では、都市研究がすばらしい発達をみせたのに対し、村落研究は大変立遅れているといわねばならない。しかし、集落の発達には都市、村落それぞれ全く独自のあゆみを示すものではなく、生活空間の中でたがいにからみあって、はじめて各々の存在意義が生れてくるのである。したがって当面古代村落の研究は、数歩さきんじている古代都市研究の中から、何をくみとることが出来るかに、一つのカギがあると云えるのではなからうか。

① 米倉二郎「律令時代初期の村落」『地理論叢』2、一九八〇～二八ページ。一九三三。

- ② この制度が実施された可能性はみとゆられるが、それほど長期にわたったとは考えられない。八木充『律令国家成立過程の研究』一三〇ページ。一九六八。
- ③ 米倉二郎『東亜の集落』一六八・一七二ページ。一九六〇。
- ④ 米倉・前掲論文(注①)二二五ページ。
- ⑤ 米倉・前掲書(注③)一七二ページ。
- ⑥ たとえば、清水三男『日本中世の村落』八八ページ。一九四二。
- ⑦ 米倉二郎『村落の発達』先史・古代・中世『集落地理講座(第二巻)』一〇ページ。一九五七。同『古代の村落』『歴史地理講座3 日本』六六ページ。一九五七。同『東亜の集落』一六二〜一六三ページ。
- ⑧ 岸俊男『古代村落と郷里制』(藤直幹編『古代社会と宗教』所収)合巻二三〜二五四ページ。一九五一。
- ⑨ 足利健亮『都市と村落——計画を中心として』(『朝倉地理講座(第七巻)』『歴史地理』V日本I古代、同書一六九〜一七五ページ、一九六七。矢守一彦『条里制と古代村落』(人文地理ゼミナル『歴史地理』『村落の歴史地理』の章。同書七三〜七六ページ。一九六七。
- ⑩ 清水・前掲書(注⑥)、八七〜九四ページ。
- ⑪ 清水・前掲書(注⑥)八八ページ。
- ⑫ 岸俊男・前掲論文(注⑧)二二七ページ。
- ⑬ こうした通念の解釈は、それほど古くから固定していたものとは思われない。何故なら、有名な越中砺波の散居村落を我園地理学界に紹介し、これを孤立荘宅と名づけた小川琢治博士は、この地方の散村の成立を条里制施行と関係づけ、また、讃岐平野の散村も条里制遺跡の

- 判然たるところであることあわせて、日本のような島国の最も古い居居形態は孤立荘宅ではなかったかと想定している。小川琢治『人文地理学研究』五四〜五五ページ。一九二八。
- ⑭ 虎尾俊哉『斑田収授法の研究』二五四〜二五五ページ。一九六一。
- ⑮ 宮本常一『村のなりたち』(日本民衆史四)一九六五。
- ⑯ 宮本常一『開拓の歴史』(日本民衆史二)一〇〇ページ。一九六五。
- ⑰ 宮本・前掲書(注⑮)
- ⑱ 直木孝次郎『古代国家と村落』(直木『奈良時代の史の諸問題』一九六〇所収)二二〇〜二四一ページ。
- ⑲ 門脇禎二『上代の地方政治』(藤編・前掲書(注⑧)所収。同書二七二〜二七四ページ、一九五一。
- ⑳ 秋本吉郎校注『風土記』(日本古典文学大系二、一九六二)による。以下、本稿中の播磨国風土記の引用は、すべて同書によった。
- ㉑ 播磨国風土記(前掲、注⑳)秋本吉郎氏の注による。
- ㉒ 八木充『奈良時代の村について』『続日本紀研究』七の九、六ページ。一九六〇。
- ㉓ 前掲(注㉑)風土記秋本氏注は、この村を榎堀と同じ土地をさすものとしている。
- ㉔ 石原潤『集落形態と村落共同体』『人文地理』一七の一、四一ページ。一九六五。
- ㉕ 八木・前掲書(注②)一五六〜一五七ページ。
- ㉖ 『麻打山』を里にかざれば、81郷。池辺弥『和名類聚抄郷名考証』六四ページ。一九六六参照。
- ㉗ 直木・前掲書(注⑳)二二三ページ。

Parade of the state ceremony, Chiao-ssu 郊祀, dedicated to all the Gods of Heaven-and-Earth in the first month of years (A. D. 1421-1530) in Peking. And we have an account of the leopardhouse "Pärskhāna" in the 6th chapter. Probably it corresponds to Pao-fang 豹房 in Chinese, built by the Emperor Chêng-tê in the 2nd year of his reign (A. D. 1507), which means his own private Harem for lasciviousness.

It is generally known that travellers to China were only treated as tribute envoys in the Celestial Empire during the period of Ming Dynasty. His descriptions report such important experiences with more or less limited and inaccurate informations as it were under those circumstances.

This note is written on the basis of Turkish manuscript Esat Ef. No. 2107 in Süleymaniye Library, Istanbul, with the reports which have ever been published on the Persian text.

A Study on the Form of Villages in Ancient Japan

by

Tadashi Muto

There are two conceptions about the forms of villages in ancient Japan, *Jori-shiki* 条里式 and natural villages; both of which were expected as several tens of fairly large villages, because the village system under the *Ritsuryo* 律令 System of 30 to 50 families a *Ri* 里 had accepted the reality of villages before *Ritsuryo* System. The village in the ancient literatures, however, is different, as a word, from *Ri* or *Gô* 郷 as an administrative village, but it is not so similar that it cannot be abridged as words, natural villages.

Judging from the relation between *Ri* and villages in *Harima-no-kuni-Fudoki* 播磨國風土記, *Ri* proved possibly to include villages of very little size, and more forms of villages should be needed in studying the ancient villages in Japan.